

加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人西尾市スポーツ協会（以下「協会」という）定款第2章の会員、会員の入会、年会費及び任意退会に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 協会に入会を希望する個人及び団体は、以下の資格を有する者とする。

区 分	定 義
(1)個人正会員	西尾市のスポーツ・レクリエーションの普及・促進に寄与した実績が顕著で、代表理事または副会長より推薦を受けた者であること。
(2)団体正会員	西尾市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体で、30名以上の会員を有すること。 なお、当該スポーツの愛好者が市内に広がっていて、3つ以上のクラブやチームが集まっている協会や連盟として設立されていること

2 その他代表理事が特に必要と認める者(団体)

(加盟)

第3条 新たに協会に入会を希望する個人及び団体は、以下の書類を整え、理事会に提出しなくてはならない。

- (1)入会申込書（個人用、団体用）
- (2)団体規約（会則）
- (3)団体役員または組織表
- (4)役員名簿
- (5)会員名簿
- (6)事業概況書
- (7)予算書

(予算措置)

第4条 協会に、新規加入が承認された団体の予算措置は、加入年度の翌年度からとする。

(年会費)

第5条 加盟団体は、協会が示した日にちまでに年会費の納入を行わなければならない。

1 個人正会員の年会費は、一人金. 3, 0 0 0円とする。

- 2 団体正会員の年会費は、一律金と構成する会員割による会費の合算金額とする。
- 3 団体正会員の一律金は、金. 40,000円とする。
- 4 団体正会員の構成する会員割による年会費は、表1のとおりとする。

表1

会員数	会 費	会員数	会 費
100人以下	5,000円	101～200人	15,000円
201～300人	25,000円	301～400人	35,000円
401～500人	45,000円	501～600人	55,000円
601～700人	65,000円	701～800人	75,000円
801～900人	85,000円	901～1000人	95,000円
1,001～1,100人	105,000円	1,101～1,200人	115,000円
1,201～1,300人	125,000円	1,301～1,400人	135,000円
1,401～1,500人	145,000円	1,501～1,600人	155,000円
1,601人以上	165,000円		

(協力義務)

第6条 加盟団体は、協会が実施する諸活動に全面的に協力しなければならない。

(処遇)

第7条 加盟団体は、下表に示す処遇を得ることができる。

種 類	処 遇
(1) 活動支援	<p>団体は、施設利用計画書をスポーツ協会に提出ができ、会場の先行予約ができる。</p> <p>団体は、主管となって西尾市民体育大会を開催することができる。</p> <p>団体は、協会が主催するスポーツ教室の主管となってスポーツ教室を開催することができる。</p>
(2) 補助・支援	<p>団体に、スポーツ振興補助として、1事業最大4万、1団体2事業までの補助金を支給する。詳細は競技団体スポーツ振興事業基準による。</p> <p>団体に、ジュニアの育成を目的とした教室を開催する場合、事業運営のための補助金を支給する。詳細はジュニア育成事業補助基準による。</p> <p>団体に、指導者の育成・養成を目的とする指導者・審判講習会(外部講師)の補助金を支給する。詳細は指導者養成事業補助基準による。</p> <p>団体の会員が、強化選手に選ばれた選手に応援支援金を支援する。詳細は強化選手応援支援交付要綱による。</p> <p>団体の会員が、全国大会や国際大会に出場する場合、激励金を支給する。詳細は全国・国際大会出場者激励金交付要綱による。</p>

(3) その他	各団体の役員長期経歴者を西尾市スポーツ功労者等に推薦、また、各団体の会員で優秀な選手・チームを優秀選手等に推薦できる。愛知県スポーツ協会等の表彰推薦対象者として推薦できる。
---------	--

(報告)

第8条 加盟団体は、代表理事が定める日までに、次の書類を届出なければならない。

- (1) 事業報告書及び次年度の事業計画書
- (2) 収支計算書及び次年度の収支予算書
- (3) スポーツ教室計画書・ホームページの問い合わせ先の報告
- (4) 登録者・事務担当者・団体口座の報告
- (5) 次年度の役員名簿
- (6) 会員数・所属チーム数の報告
- (7) 登録会員・チーム名簿

(脱会)

第9条 加盟団体が脱会しようとするときは、脱会届出書を代表理事に提出しなければならない。

- 2 加盟団体が脱会した場合は、すでに納付した年会費等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱会前に支払義務が生じたものについては、直ちに納付しなければならない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附則

- 1 本規程は、令和5年2月18日から施行する。
- 2 令和5年2月18日時点の第2条に該当する加盟団体一覧を別紙1に掲げる。

別紙 1

1	西尾市陸上競技連盟
2	西尾市野球協会
3	西尾市剣道連盟
4	西尾ソフトテニス協会
5	西尾市卓球協会
6	西尾市弓道連盟
7	西尾市バレーボール協会
8	西尾市柔道会
9	西尾市バスケットボール協会
10	西尾市アーチェリー協会
11	西尾市ソフトボール協会
12	西尾市水泳協会
13	西尾市テニス協会
14	西尾市ゲートボール連盟
15	西尾市バドミントン協会
16	西尾市少林寺拳法連盟
17	西尾市サッカー協会
18	西尾市グラウンド・ゴルフ協会
19	西尾市インディアカ協会
20	西尾市空手道協会
21	西尾市ドッジボール協会
22	西尾市スポーツウェルネス吹矢協会